

中国進出の3つの形態

形態の乗り換えはできない

3つの形態 — 何年も続く1つの決定

WFOE

外資100%

- ✓ 経営権と知的財産を誰とも共有しない
- ✓ 中国の税負担をすべて負う
- ✓ **用途：** 貿易、サービス、研究開発

JV

合併会社

- ✓ パートナーの市場を活用できる
- ✓ 株主間契約が必須
- ✓ **用途：** 「ネガティブリスト」掲載業種

RO

駐在員事務所

- ✓ 簡単かつ低コストで開設
- ✓ 売上を得ることはできない
- ✓ **用途：** 市場調査、マーケティング

この段階の誤りは **再登記**でしか修正できない

「一つの中国市場」という高くつく思い込み

一つの市場ではなく、31の経済圏（31の省級行政区）

📍 **広東：** 広東語。普通話と共通なのは書き言葉だけ

📍 **東部と西部：** 所得は数倍の差

⚠️ 特定地域ではなく「中国」に進出するのは、典型的で高くつく失敗

✓ 市場規模と顧客行動は1つの省で検証する

まとめ

1つの省から始め、初回販売後に拡大する

登録資本：期限付きの義務

中国会社法が払込期限を復活させた

5年以内に全額払込

2024年7月1日

改正会社法が **施行された**

5年

新設会社： 引受資本の全額を設立後5年以内に払い込む

2027年6月30日まで

既存の会社： 経過措置期間

⚠️ 借入や仮装取引で出資金を引き出そうとすると——「**法人格否認**」

重要

会社の資金と個人の資金を混同すると、株主の補充責任を問われる道が開かれる

公印と法定代表者：麻痺のポイント

力を持つのは署名ではなく公章

公印1つ = 会社の支配権

ステップ1 定款に代表者の変更手続きを詳しく定める

ステップ2 物理的な公印は前任の代表者の手元に残る

ステップ3 登記機関が新しい代表者を拒否する

ステップ4 会社の紛争が何年も長引く

まとめ

公印の管理は紛争の最中ではなく、設立時に決めておく

税務マップ：基本税率25%から優遇税率5%へ

基本税率は宿命ではなく出発点

25% → 5%

企業所得税（CIT）

25% 基本税率

15% ハイテク企業認定

5% 利益300万元以下の小規模企業、2027年末まで

海外への配当

10% 源泉徴収税

5% 香港経由・受益者認定がある場合

Golden Tax IV 発票、売上、銀行データをリアルタイムで照合

信頼の2つの穴

未確認のパートナーと無防備なブランド

30–50% 前払い——確認を省いた代償

リスク1

取引先

- △ 登記上の「存続」ステータスでは、訴訟、債務、代表者の評判は分からない
- △ **確認事項：** 訴訟、財務、実質的支配者

リスク2

商標

- △ 「先願主義」が適用される
- △ **遅れの代償：** 恐喝、出荷停止、模倣品

商標出願は **会社設立と同時に**行う。初回販売の後ではない

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177



legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169